

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外48名

被控訴人 千葉県知事 外2名

控訴人準備書面(14)

2012(平成24)年11月15日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	菅野泰	
同	廣瀬理夫	
同	中丸素明	
同	植竹和弘	
同	押師徳彦	
同	及川智志	
同	島田亮	
同	山口仁	
同	近藤裕香	

被控訴人は、控訴人の求釈明に対し準備書面（4）及び乙441号証ないし乙443号証を提出しているが、これに関しさらに重大な疑問が生じたため、以下のとおり改めて釈明を求める。

1 被控訴人は、「各地区間において効率的水運用を実現しようとする場合、各地区的給水地区の界を取り除くことや地区ごとに保有している水利権を他地区で行使できるようにすること、すなわち各地区を一つの事業として経営する地区統合が必要とならざるを得ず、この場合、地区間の料金平準化が必須条件とな」と主張し、地区統合には地区間の料金平準化が不可欠であると主張している。

しかし他方で、被控訴人が提出した乙441の第17条についての説明部分を見ると、「料金は、この適正原価を基準として定められなければならないが、それは、必ずしも単一料金である必要はなく、不当に差別的でない限り、工業用水道の布設費用及びこれに対する使用者の負担した負担金の額等によって使用者を区分し、その区分ごとに定めることも差し支えない。」と記載されている。この記載によれば、例えば千葉地区の料金と房総臨海地区の料金をそれぞれ現状の額で維持したまま、千葉地区と房総臨海地区とを地区統合することも可能なようと思える。つまり地区統合には地区間の料金平準化は必須の要件ではないということである。

この点についていずれの見解が正しいのかを明らかにされたい。

2 被控訴人は、平成16年4月に当時の東葛地区と葛南地区を統合し、「東葛・葛南地区」としている。その際、両地区の料金の平準化に関する各受水企業からの同意、地区統合による水利権の一本化に伴う事業変更計画、関係利水者との調整等の手続を現に行っているということで間違いないか。

3 被控訴人は、前述のとおり、平成16年に東葛地区と葛南地区の地区統合を実際に行うなどの実績もあり、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千

「千葉県工業用水道事業中期経営計画」に盛り込まれた「効率的水運用」に必要な手続についても十分に精通していたはずである。にもかかわらず被控訴人は、「その後の検討の結果、効率的水運用を実現するためには、千葉関連4地区が保有する各ダムなどの水源の調整・・・等の課題の解決が避けられないことが明らかとなつた」などとわかつに信じがたいような主張をしている。

そこで、被控訴人において「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」の内部的な策定手続の詳細な経過を明らかにするとともに、特に「効率的水運用」に関する部分についての検討資料一式を提出されたい。

4 被控訴人は、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画」の策定に当たり、受水企業に説明の上その同意を得ているとしている。この点について、被控訴人は受水企業に対してどのような説明を行い、どのような内容につきどのような形で同意を得たのかを明らかにされたい。

5 被控訴人は第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン・千葉県工業用水道事業中期経営において、水の再利用技術も向上し、節水への取組も進んでいるのに、節水努力が反映されない「責任使用水量制」の見直しを求める受水企業の声に答え、「基本料金」に実際の使用水量に応じた「使用料金」を加えた額を料金として徴収する「二部料金制」を平成21年度から導入するとしていた。

工業用水道について二部料金制が導入されれば、契約水量にこだわらずに実績値をもとに水の供給を考えればよいはずであるから、控訴人としては二部料金制の導入は「効率的水運用」と並ぶ重要なポイントであると考えている。

ところが今回被控訴人が提出した乙443号証の千葉県工業用水道条例を見ると、未だに二部料金制が採用されていないようである。その理由は何か。

以上